



第19回

マイナンバーの利用範囲と漏えい防止対策



Profile プロフィール

チェスナットコンサルティング株式会社 代表取締役

チェスナット税理士法人 副代表 税理士

太田 潤

平成13年チェスナット税理士法人の前身である栗岡税理士事務所入所、平成15年税理士登録。税務会計を中心にお客様の様々な経営相談を受けています。

マイナンバー制度開始

平成25年5月の番号法成立から世間を賑わせてきたマイナンバー制度が、この1月について開始となりました。

昨年手を付けずにいらっしゃった事業者の方々も、ついに取り扱うべき時がやってまいりました。

マイナンバーの利用範囲は限られる

マイナンバーは、1. 社会保障 2. 税 3. 災害対策の行政手続きのみに利用範囲が限られており、中小企業や個人事業主においては、1. 社会保障 2. 税において主に利用することになります。

1. 社会保障	■ 労災・雇用保険関係の書類への記載	平成28年1月1日以降提出分より対象
	■ 健康保険・厚生年金保険関係の書類への記載	平成29年1月1日以降提出分より対象
	■ 税務署等に提出する支払調書など各種書類への記載	平成28年1月1日以降支払いの給与、退職金、個人事業者への報酬、不動産賃料等について対象
2. 税	■ 個人事業主の確定申告書	平成28年分申告書より対象
	■ 法人の確定申告書	平成28年1月1日以降開始事業年度より対象

マイナンバー漏えい防止対策は必須

上記の目的以外でマイナンバーを使用することは禁止されており、また、マイナンバーを含む特定個人情報漏えい等については厳しい罰則が科されますので、マイナンバー収集から管理、廃棄まで一連の流れにおいて漏えい、滅失、毀損することがないよう、事業者側で対策を講じておきましょう。

- マイナンバー管理体制の責任者は誰か
- マイナンバー取扱担当者の教育、監督は万全か
- 個人情報が記録されている書類やサーバ、PCの保管状況に問題ないか
- 社内システムのIDやパスワードはわかりやすいものではないか
- PCにはウィルスソフトがインストールされており、常にアップデートされているか

内部管理についてのより詳しい説明は、信頼できる顧問税理士の方などにご相談することをお勧めいたします。従業員に安心してもらうため、また、社会的信用の保持のためにも、これを機会に内部の管理体制を見直してみてはいかがでしょうか。